

# 損害保険事業の現状と課題

2004年1月16日  
日本興亜損害保険株式会社  
取締役常務執行役員  
角川 与宇

# 損害保険業界の概要

国内29社 ●：損保協会加盟（23社） 下線：外資系

- あいおい損保 ●朝日火災 ●共栄火災 ●ジェイアイ ●スミセイ損保
- セコム損保 ●セゾン自動車火災 ●ソニー損保 ●損保ジャパン
- 大同火災 ●東京海上 ●トア再保険 ●日動火災 ●日新火災
- ニッセイ同和損保 ●日本興亜損保 ●日本地震 ●富士火災
- 三井住友海上 ●三井ダイレクト ●明治損保 ●安田ライフ損保
- 安田ライフダイレクト
- アキサ損保 アリアンツ エース損保 ユナム・ジャパン
- 損保ジャパン・フィナンシャルギャランティー 大成再保険

会社数

国内会社：29社

(うち外資系5社)

外国会社：25社

2004/1/1現在

※国内会社：日本国内で設立された保険会社  
※外国会社：支店または代理店形態で日本に進出している保険会社

役員数、  
代理店数 等

役員数：8.4万人

2002/4/1現在  
協会社員会社計

代理店数：32.3万店

2002年度末  
国内・外国会社計

専業：17.2%  
副業：82.8%

法人：37.5%  
個人：62.5%

専属：78.7%  
乗合：21.3%

募集従事者数：

164.2万人  
2002年度末  
国内・外国会社計

事業の規模

新規契約高

2京1,275兆円

2001年度

2002年度

元受正味保険料  
8兆8,987億円  
(対前年度比1.8%増)  
(対GDP比1.78%)

うち積立型保険  
1兆4,780億円  
(対前年度比5.4%減)

募集形態別の割合

2002年度：国内・外国会社計

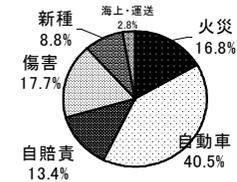
代理店扱  
92.6%

直扱  
7.2%

保険仲立人扱  
0.2%

人口1人当たり 69,777円

種目別元受正味保険料



※各数値は、協会社員会社の合計（「募集形態別の割合」を除く。）。  
※元受正味保険料、総資産及び運用資産は、大成火災社分を除いた数値。  
(増減率は、大成火災社分を除いた2001年度数値と比較して算出)

総資産

2002年度末

30兆3,033億円  
(うち長期性資産の割合35.3%)  
(対前年度比8.5%減)

運用資産

2002年度末

27兆1,673億円  
(対前年度比6.9%減)

保険の普及率

自動車保険(対人賠償)

71.0%  
(2002年3月末)

火災保険(建物)

49.2%  
(2000年11月調査)

地震保険

16.4%  
(2003年3月末)

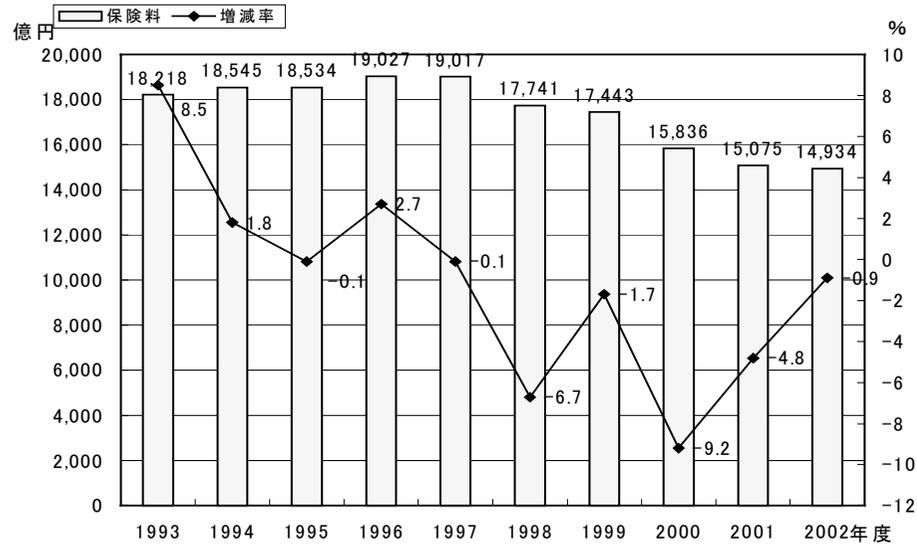
傷害保険

61.3%  
(2000年11月調査)

※いずれも共済契約は含まれていない。

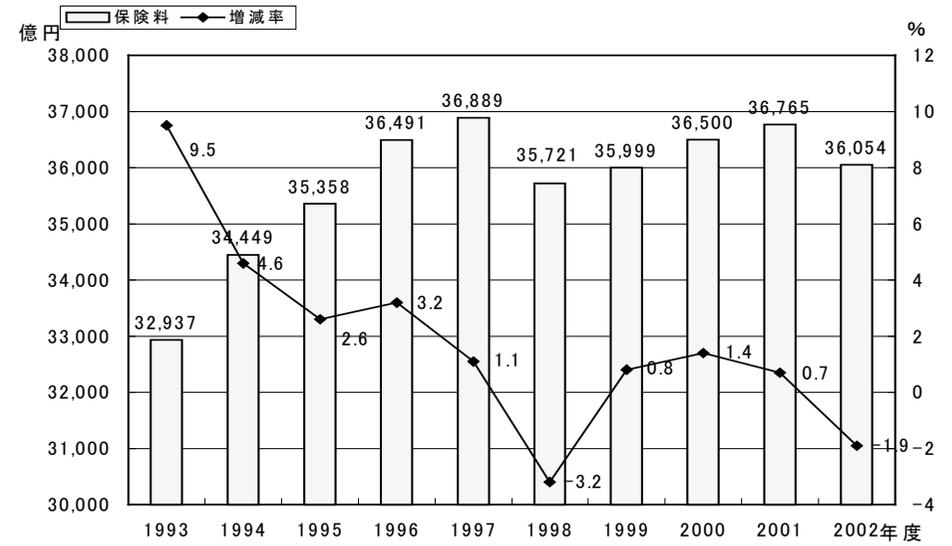
## 元受正味保険料の推移（１）

### 火災保険元受正味保険料および増減率の推移



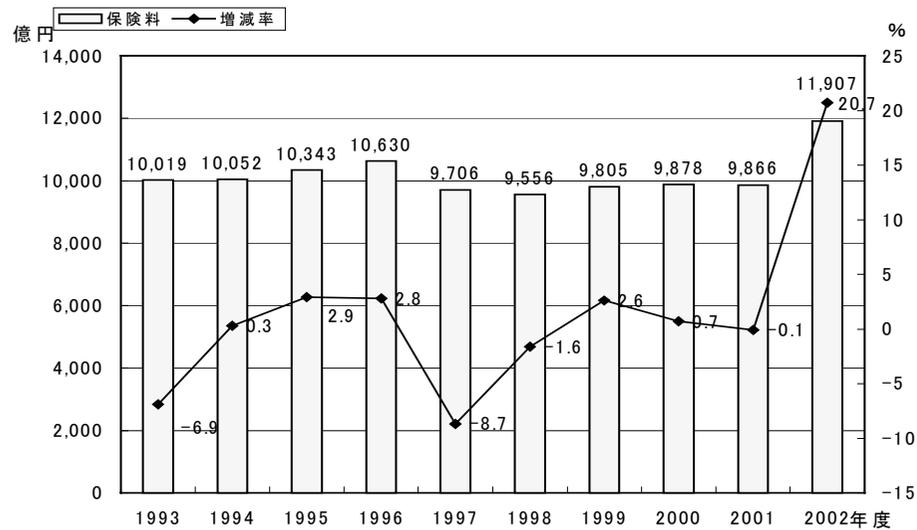
注1. 火災相互保険、建物更新保険および満期戻長期保険を含む。  
注2. 積立保険（貯蓄型保険）の積立保険料を含む。

### 自動車保険（任意）元受正味保険料および増減率の推移

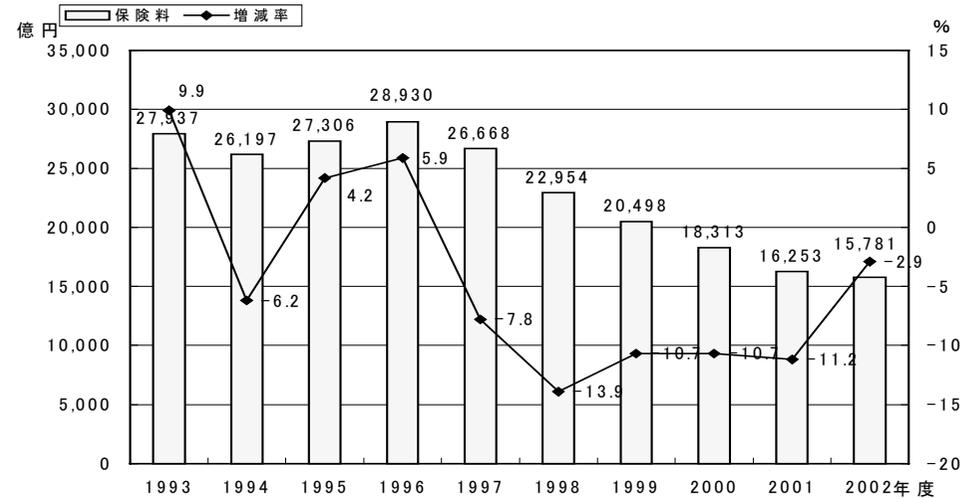


注：積立保険（貯蓄型保険）の積立保険料を含む。

### 自賠責保険元受正味保険料および増減率の推移



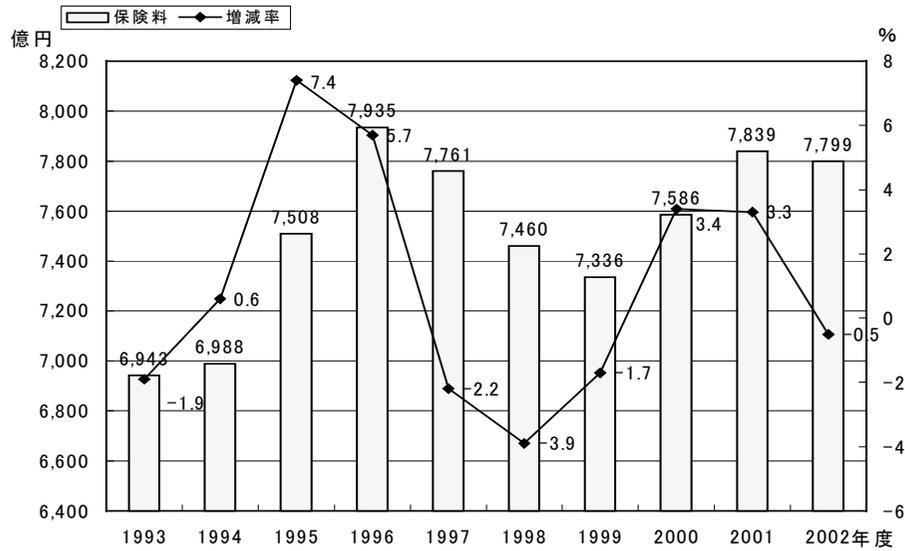
### 傷害保険元受正味保険料および増減率の推移



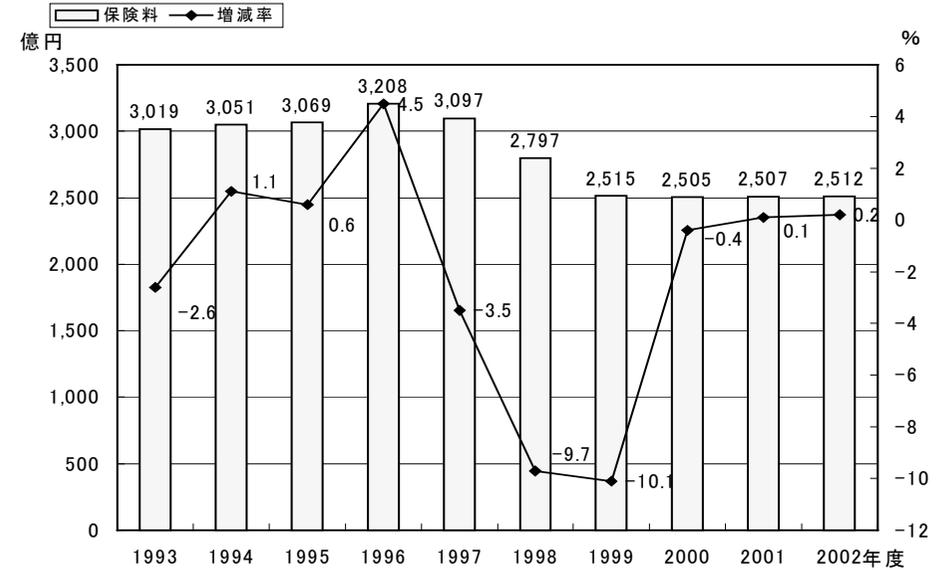
注1. 傷害相互保険を含む。  
注2. 積立保険（貯蓄型保険）の積立保険料を含む。

## 元受正味保険料の推移（２）

### その他新種保険元受正味保険料および増減率の推移

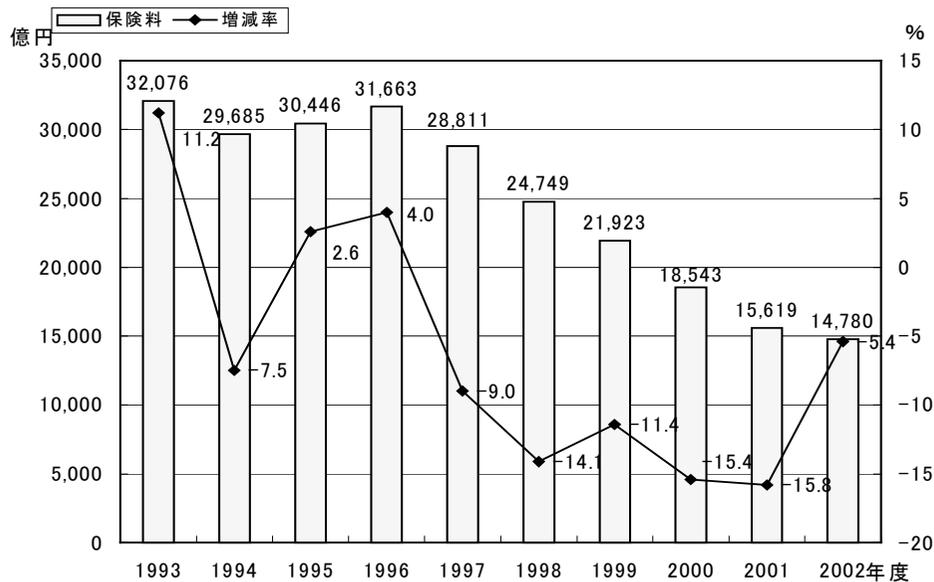


### 海上・運送保険元受正味保険料および増減率の推移

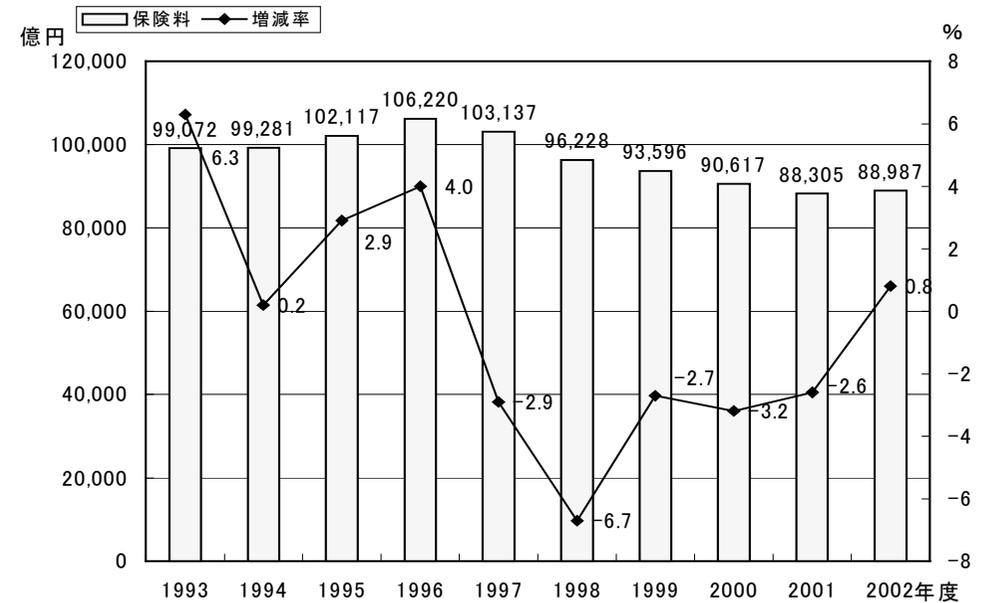


注：積立保険（貯蓄型保険）の積立保険料を含む。

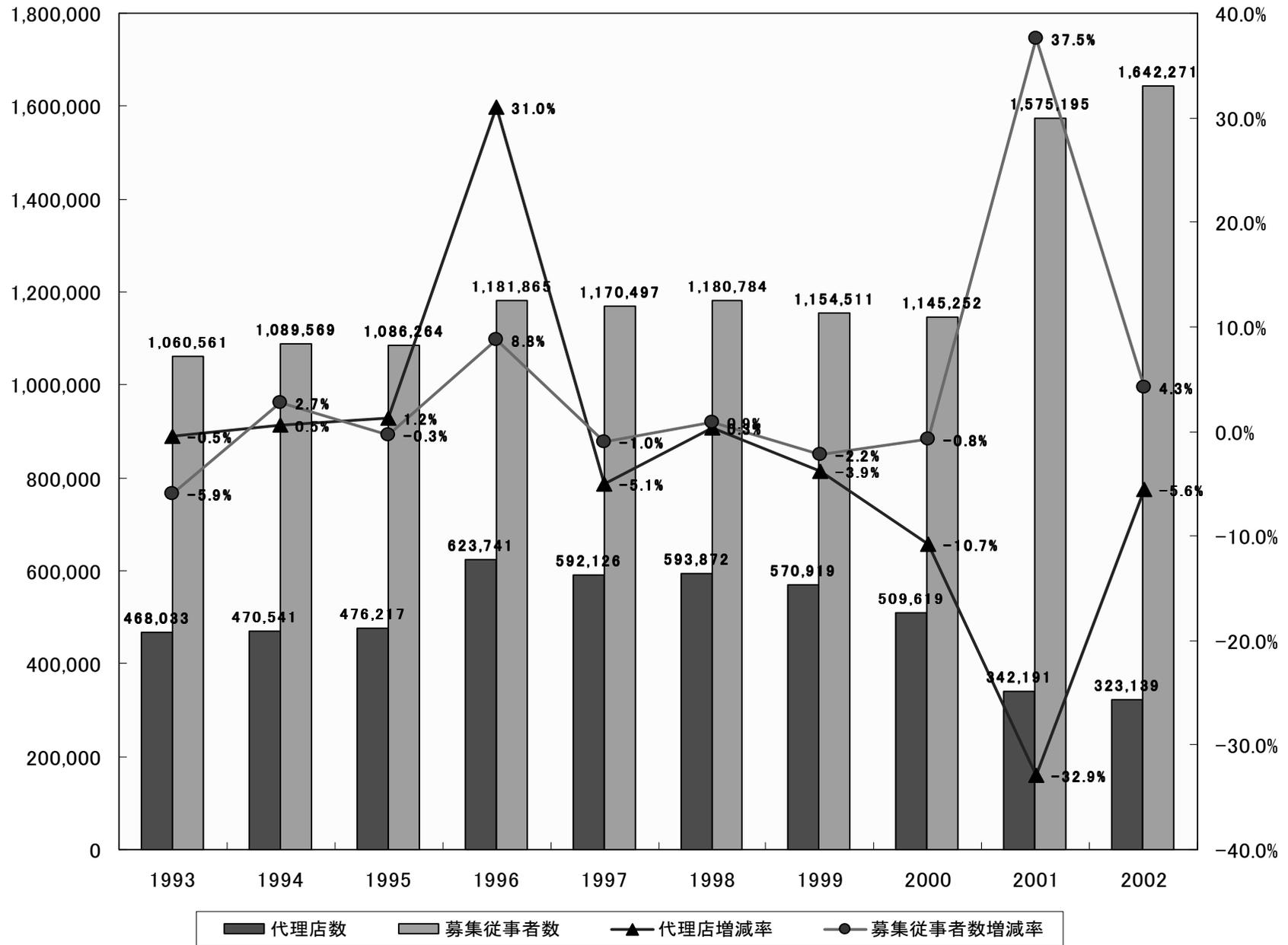
### 積立保険元受正味保険料および増減率の推移



### <全保険種目合計>元受正味保険料および増減率の推移



### 代理店数および募集従事者数の推移(国内会社・外国会社合計)



## 世界各国の損害保険業規模の推移

(単位：百万米ドル)

順位	昭和30年度 (1955年)		昭和40年度 (1965年)		昭和50年度 (1975年)		昭和60年度 (1985年)		平成7年度 (1995年)		平成14年度 (2002年)	
	国名	保険料	国名	保険料	国名	保険料	国名	保険料	国名	保険料	国名	保険料
1	アメリカ	13,482	アメリカ	26,309	アメリカ	66,152	アメリカ	186,697	アメリカ	359,466	アメリカ	519,858
2	イギリス	1,651	イギリス	3,602	西ドイツ	11,451	日本	31,390	日本	126,808	日本	91,028
3	フランス	712	西ドイツ	2,523	フランス	8,522	西ドイツ	26,147	ドイツ	92,752	イギリス	77,026
4	西ドイツ	686	フランス	2,168	日本	7,125	フランス	17,967	イギリス	55,230	ドイツ	74,911
5	オランダ	661	カナダ	1,317	イギリス	5,324	イギリス	14,707	フランス	48,392	フランス	44,649
6	カナダ	625	日本	808	カナダ	4,532	カナダ	9,024	イタリア	24,306	イタリア	31,616
7	オーストラリア	251	イタリア	779	イタリア	3,277	イタリア	8,456	カナダ	20,821	カナダ	28,520
8	スウェーデン	219	オーストラリア	615	オーストラリア	2,529	オーストラリア	5,470	オランダ	16,514	スペイン	20,415
9	イタリア	203	スウェーデン	407	オランダ	2,324	オランダ	4,461	スペイン	15,899	オランダ	18,915
10	日本 (12位)	185	スペイン	387	スペイン	1,981	スイス	3,788	韓国	13,251	韓国	16,143

(注) 1. 出典：Swiss Re社「SIGMA」。

2. 日本については、全共連の数値が加算されている。

3. 保険料は、国内会社、外国会社を合わせた当該国における元受保険料（含む積立保険料）であり、海外元受保険料は含まれていない。

## 損害保険会社（協会加盟）の決算概況の推移

（単位：億円、％）

年 度	6年度 (1994年度)		7年度 (1995年度)		8年度 (1996年度)		9年度 (1997年度)		10年度 (1998年度)		11年度 (1999年度)		12年度 (2000年度)		13年度 (2001年度)		14年度 (2002年度)		
	項 目	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率			
	正味収入保険料 (除く収入積立保険料)	67,653	3.3	69,593	2.9	72,282	3.9	72,154	△0.2	69,151	△4.2	68,315	△0.3	68,741	0.6	68,118	0.4	72,859	7.0
	正味支払保険金	33,879	△2.7	33,563	△0.9	34,905	4.0	35,364	1.3	36,406	2.9	37,251	3.0	37,652	1.1	36,998	△0.5	36,518	△1.3
※1	保険引受に係る事業費	28,198	2.4	28,838 27,480	2.3	28,221	2.7	28,307	0.3	27,263	△3.7	26,396	△2.1	25,814	△2.2	25,220	△0.9	25,115	△0.4
	責任準備金・支払備金繰入額	4,540	16.9	8,322	83.3	4,325	△48.0	△1,683	—	3,638	—	△5,896	—	△5,110	—	△3,055	—	△1,609	—
※2	保険引受利益	2,988	290.8	3,574 1,785	19.6	1,487	△16.7	2,590	74.1	2,407	△7.1	1,307	△45.3	506	△61.2	△1,492	△414.5	1,505	—
※3	利息及び配当金収入	10,755	△8.2	9,914 10,012	△7.8	9,373	△6.4	9,222	△1.6	8,609	△6.6	7,475	△8.9	6,276	△16.0	5,777	△6.7	5,069	△12.3
※4	経常利益	3,604	31.0	3,312 4,882	△8.1	3,776	△22.6	3,762	△0.4	3,711	△1.4	3,230	△12.6	3,361	4.0	△1,240	△137.5	1,971	—
	当期利益	1,059	△10.4	1,054	△0.5	1,008	△4.3	1,113	10.4	922	△17.2	994	8.5	1,047	5.4	△1,548	△249.4	799	—
	総資産残高	284,598	3.0	294,529	3.5	303,581	3.1	311,174	2.5	308,237	△0.9	302,184	2.7	347,156	14.9	331,205	△3.5	303,033	△8.5
	責任準備金・支払備金残高	236,171	2.0	244,493	3.5	249,311	2.0	250,995	0.7	247,353	△1.5	238,544	1.8	233,200	△2.2	226,732	△1.4	226,174	△0.2

（注） 1. 保険業法施行規則の改正による財務諸表様式の改定に伴い、※1、※2、※3、※4については、内容を変更しているが、

平成7年度以前の数値は、参考までに改定前様式に基づいた過年度公表数値を掲載した。

※1 平成7年度以前は、正味事業費

※2 平成7年度以前は、事業損益

※3 平成7年度以前は、積立保険料等運用益＋利息及び配当金収入

なお、平成7年度の上段には、改定前様式に基づいたもの、下段に改定後様式に基づいたものを掲載している。

2. 平成11年度については、第一火災社分を除いた数字（なお、平成11年度の増減率は、第一火災社分を除いた平成10年度数値と比較して算出している。）である。

3. 平成13年度については、大成火災社分を除いた数字（なお、平成13年度の増減率は、大成火災社分を除いた平成12年度数値と比較して算出している。）である。

4. 「利息及び配当金収入」については、平成12年度より金銭の信託等に係るインカムゲインは含まれていない。

# 損保業界の最近の動向 (規制緩和・自由化の進展)

自由化が急速に進展し、保険商品や販売チャネルが大きく変化してきた。  
それに伴い、業界再編も急ピッチで進んできた。

## 96. 4 改正保険業法の施行

- \* 規制緩和による競争促進
- \* 損保・生保の相互参入
- \* 料率算定会制度の見直し

## 96. 11 金融ビッグバン構想

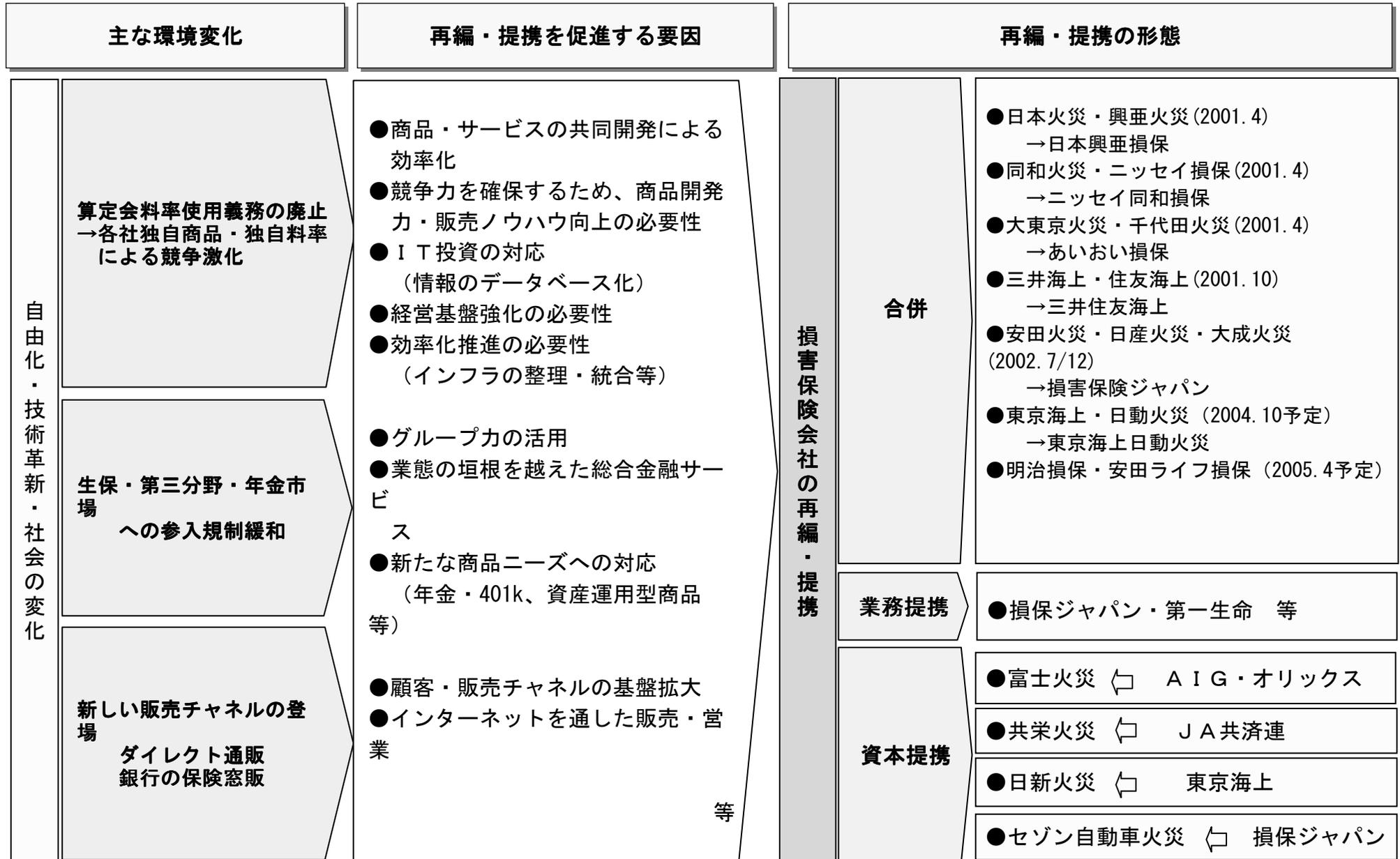
## 98. 12 金融システム改革法施行

## 96. 12 日米保険協議の合意

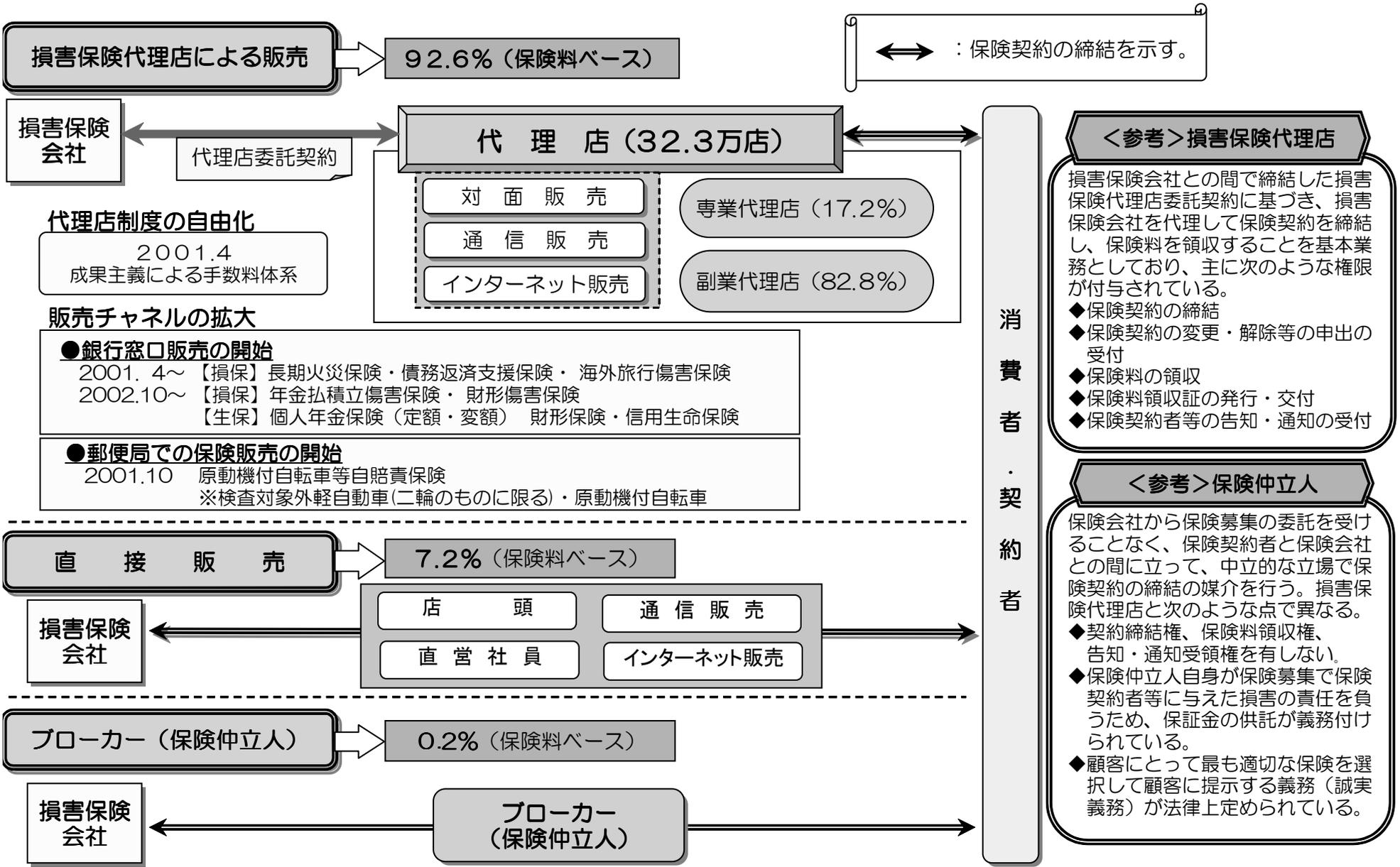
- \* 主要分野の規制緩和
- \* 第三分野の激変緩和措置

	1996~97	1998	1999	2000	2001	2002	2003~	
制度関係		算定会料率使用義務の廃止	早期是正措置制度の導入		消費者契約法 金融商品販売法 確定拠出年金制度のスタート	自賠責保険制度の改定 ○政府再保険の廃止 ○中立的な紛争処理機関の設置 ○重度後遺障害保険金支払い限度額の引き上げ など	個人情報保護法 2005.4施行	
保険商品関係	リスク細分型自動車保険	新しい独自商品の開発・新サービスの提供		人身傷害補償保険、第三分野への参入（医療・ガン保険等）、天候デリバティブなど				
販売関係		保険会社の投資信託販売解禁			銀行窓口による販売商品の拡大 2001. 4~ 【損保商品】 長期火災保険（対象物件：専用住宅） 債務返済支援保険（同上） 海外旅行傷害保険 代理店制度の自由化 郵便局のバイク自賠責保険取扱	2002. 10~ 【損保商品】 年金払積立傷害保険 財形傷害保険 長期火災保険（店舗併用住宅を追加） 債務返済支援保険（同上） 【生保商品】 個人年金保険（定額・変額） 財形保険 信用生命保険（専用住宅・店舗併用住宅）		
国際関係	1996.10国際規制・監督基準策定を開始		保険監督者国際機構(I A I S)			2003.10 ICP(保険監督基本原則)を改定		
	I A S C ( I A S B の前身)			国際会計基準委員会(IASB)				
その他	生損保子会社による相互参入	契約者保護機構の創設	損保・生保会社間の提携				損保会社間の合併・経営統合	他業態・外資などの参入
	WTOサービス貿易自由化交渉 2005.1 ラウンド交渉終結							

# 業界再編の動き



# 販売チャネルの多様化



**<参考> 損害保険代理店**

損害保険会社との間で締結した損害保険代理店委託契約に基づき、損害保険会社を代理して保険契約を締結し、保険料を領収することを基本業務としており、主に次のような権限が付与されている。

- ◆ 保険契約の締結
- ◆ 保険契約の変更・解除等の申出の受付
- ◆ 保険料の領収
- ◆ 保険料領収証の発行・交付
- ◆ 保険契約者等の告知・通知の受付

**<参考> 保険仲立人**

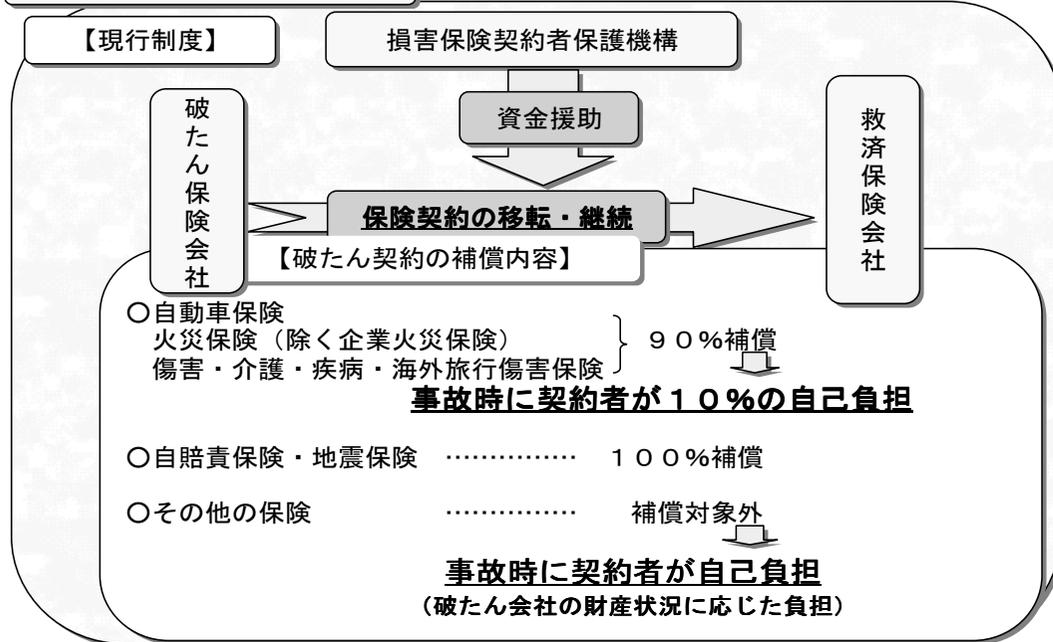
保険会社から保険募集の委託を受けることなく、保険契約者と保険会社との間に立って、中立的な立場で保険契約の締結の媒介を行う。損害保険代理店と次のような点で異なる。

- ◆ 契約締結権、保険料領収権、告知・通知受領権を有しない。
- ◆ 保険仲立人自身が保険募集で保険契約者等に与えた損害の責任を負うため、保証金の供託が義務付けられている。
- ◆ 顧客にとって最も適切な保険を選択して顧客に提示する義務(誠実義務)が法律上定められている。

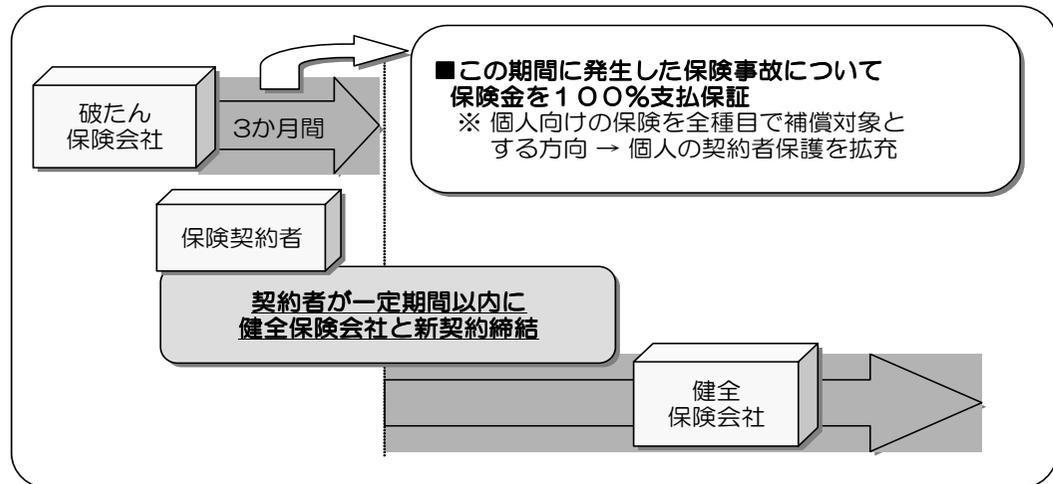
## セーフティネットの見直し

～損保協会報告「支払保証制度のあり方」(平成15年3月)＜概要＞について～

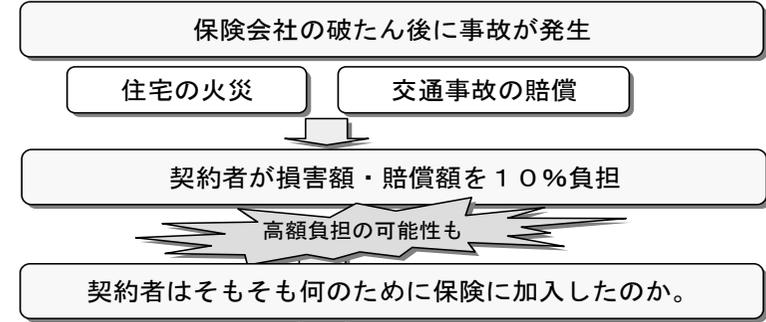
### 現行制度の問題点



### 新制度案(損保協会報告)のイメージ



保険契約の継続を重視する生保型の現行制度から、損保本来の補償機能を重視した100%補償型の制度への転換を図る。



- 損害てん補が損害保険の本来的機能
- 損害保険商品の多くは1年契約であり、健全保険会社への契約切り替えが可能

### 新制度案(損保協会報告)のポイント

長期的に安定的運用が可能な制度を目指す。

保険事故が発生した場合に支払われる保険金を確保することが、契約者保護上、最も重要

- 保険金を100%支払保証（破たんから一定期間（3か月））
- 保険金の100%支払保証を優先させ、保険金請求権以外の権利（解約返戻金請求権、積立保険の返戻金請求権等）については、破たん会社の財産状況に応じて契約者の自己負担とする
- 保険契約者は一定期間内に健全会社と新たな保険契約を締結 → 保険カバーの継続

情報収集力や自己負担の許容力という観点から、個人に対する保護の優先度が高い

- 原則、個人を保険契約者とする保険契約が保証対象契約 → 保険種類によって決めていた補償（保証）対象契約を個人の契約者が保護されるように見直す

支払保証制度の見直し

損保協会報告「支払保証制度のあり方」(平成15年3月)〈概要〉について

	新制度(案)	(参考)
<p>1. 問題意識、検討の視点</p>	<p>(1) 問題意識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 契約の継続を確保することより、事故が発生した場合に支払われる保険金を確保することの方が、損害の補填を機能とする損害保険の契約者保護上重要である。</li> <li>◇ 損害保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険会社と異なり、顧客基盤や販売網等の企業価値が急速に劣化することから、基本的には救済保険会社の出現を期待できないことを前提とした制度に改定する必要がある。</li> </ul> <p>* 政府の総合規制改革会議が平成14年12月に公表した「規制改革の推進に関する第2次答申」においても、平成15年度中に、「損害保険の特性にも留意しつつ、保険契約者保護というセーフティネットの趣旨を踏まえた上で、損害保険に関する契約者保護制度の見直しについて検討すべき」ことが示されている。併せて、政府として本答申に示された具体的施策を最大限に尊重し、所要の施策に速やかに取り組むことが閣議決定されている。</p> <p>(2) 検討の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 損害保険の機能に適した保護</li> <li>◇ 保険会社の信用リスク負担のあり方 ：破綻保険会社の契約者の負担と保護機構の負担金拠出者である会員会社の契約者の負担とのバランスという視点</li> <li>◇ 制度への信頼 ：保護機構の限られた財源を有効に活用し、制度の長期的かつ安定的運営を維持し、制度への信頼を高めるといふ視点</li> <li>◇ 再加入が困難な保険契約への対処 ：加入している契約を解約した上で再加入することが困難な契約者への対処という視点</li> <li>◇ 実務的にワークする制度</li> </ul>	<p>* 現行制度は、保護機構が破綻保険会社の補償対象契約の責任準備金を補償割合まで補填することで救済保険会社の出現を促し、救済保険会社が破綻保険会社の保険契約を引き継ぐ(救済保険会社が出現しない場合には、保護機構が破綻保険会社の保険契約を引き継ぐ。)ことにより契約者保護を図ることとしている。</p> <p>* 保険契約者保護制度は、金融自由化の流れの中で本来大原則であるはずの自己責任原則を補完するものとして相互扶助の理念のもと設けられたものである。</p> <p>* 制度創設以降、取り巻く環境は変化し、行政による保険会社の健全性確保や経営破綻を未然に防止するための監督手法も充実・高度化している。また、これまでに数多くの金融機関の経営破綻を目の当たりにして、我が国においても、自己責任と金融機関選別についての自覚が浸透しつつある。</p>
<p>2. 基本スキーム</p>	<p>(1) 損害保険会社の経営破綻後一定期間(3ヶ月)経過後までに発生した事故について、保険金が100%支払われることを保護機構が保証し、その間に契約者が十分な補償を提供する新たな契約に再加入することを念頭に置いたスキームとすることが適当である。</p> <p>(2) 保険金の100%支払保証を優先させ、責任準備金の補填は行わない。結果、保険金請求権以外の権利(未経過保険料の返戻請求権等)については、破綻保険会社の残余財産に応じて支払われることとし、その削減分は契約者の自己負担とすることが適当である。</p>	<p>* 現行制度では、破綻保険会社の契約が円滑に救済保険会社に引き継がれるよう、保護機構が資金援助を行っている(補償対象契約の責任準備金を補填する)。一方、契約継続を確保する帰結として、破綻処理中は保険集団維持のために解約が制限され、また、契約継続と引き替えに契約条件の変更が行われることから、事故が発生した場合に支払われる保険金の削減は免れな</p>

<p>3. 支払保証対象契約等</p>	<p>(1) 以下に該当する契約を支払保証対象契約とすることが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 契約締結時の契約者(加入者)及び被保険者が個人・「小規模法人」のみである契約(保険種類による限定はなし。)</li> <li>◇ 契約者(加入者)が「マンション管理組合」である契約</li> </ul> <p>* 「小規模法人」の定義としては、契約締結時において常時使用する従業員の数が5人以下の法人として、健康保険又は厚生年金保険の被保険者数により確認することが考えられる。</p> <p>* 団体契約など契約者とは別に「加入者」が存在する場合には、契約者ではなく「加入者」の属性により判定する。なお、「加入者」を一義的に定義することは困難であり、保護機構が具体的な基準を定めることが適当である。</p> <p>(2) 支払保証限度額は定めないことが考えられる。</p> <p>(3) 支払保証期間は3ヶ月とすることが適当である。</p>	<p>* 現行制度では、以下の保険種類に該当する契約が補償対象契約となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自賠償保険</li> <li>・家計地震保険</li> <li>・自動車保険</li> <li>・火災保険(個人・「小規模企業者」・「マンション管理組合」が契約者であるもののみ。)</li> <li>・傷害・疾病・介護に関する保険</li> <li>・海外旅行傷害保険</li> </ul> <p>* 現行制度は責任準備金を補填するスキームであるため、実務上の観点から、補償対象契約を保険種類単位で定めている</p> <p>* 現行制度では、補償対象契約の責任準備金を90%(自賠償保険、家計地震保険は100%)まで補填している。</p>
<p>4. 特別な取扱いをすべき保険</p>	<p>(1) 自賠償保険、家計地震保険 現行制度同様、契約者の属性にかかわらず、責任準備金を100%まで補填することが適当である。</p> <p>(2) 401k対応の保険及び財形傷害保険 制度上元本確保に準じた商品性が求められていることから、現行制度同様、契約者の属性にかかわらず、責任準備金を90%まで補填することが適当である。(保険金の100%支払保証は行わない。)</p> <p>(3) 支払保証期間経過後に残存する保険期間が長期の保険 支払保証期間経過後に残存する保険期間が5年超の契約については、支払保証期間中の保険金の100%支払保証に加えて、責任準備金を70~80%まで補填することが考えられる。</p> <p>* 疾病リスクを担保する保険期間が長期の保険のうち、加齢や病歴により再加入が困難な契約者については、契約継続を確保する必要があるが、疾病リスクを担保する保険を保険種類により特定することは困難であり、保険期間が長期の保険については、保険種類による限定なく契約継続を確保せざるを得ない。</p> <p>* 上記取扱いが、破綻保険会社の契約者の自己負担のあり方として適当か、広く議論を行う必要がある。</p> <p>(4) 特約火災保険 契約者が支払保証期間中に新たな契約に再加入することを念頭に置くことが現実的でなく、現行制度同様、責任準備金を90%まで補填することが望ましいとの考えがある。</p> <p>(5) その他 積立保険の払戻積立金の削減分を契約者の自己負担とすることについては、現行制度からの保護の後退が大きいとの指摘があるが、払戻積立金を一定割合まで補填する意義をあらためて検討した上で、保護機構の限られた財源にも配慮しつつ、広く議論を行う必要がある。</p>	

## 自然災害リスク対応のための 責任準備金のあり方の検討

### 検討の背景

- 保険商品の担保範囲拡大
- 商品の長期化（住宅ローン関連の長期火災保険）
- 再保険マーケットのハード化
- ★世界的な大規模自然災害の増加傾向

### 自然災害リスクに対する 責任準備金の見直しについて検討

### 対応策（論点整理）

#### ○普通責任準備金による対応

- ・理論上の不足保険料について普通責任準備金を積み立てる

#### ○異常危険準備金による対応

- ・積立上限額の設定  
保有自然災害リスクに基づく積立上限額を設定し、現在残高がこの積立上限額を下回る場合には、計画的に積立を行うことを義務づける
- ・自然災害保険料ファンドの準備金への積み立て  
正味収入保険料のうち自然災害保険料ファンドを毎年累積的に積み立てる

昨年7月にとりまとめて、金融庁へ報告  
現在、論点についてさらに具体的な検討中

## 無認可共済問題

- 「無認可共済(根拠法に基づかない共済)」については、消費者に被害が発生しないよう、何らかの事前の対策が求められる。

### 共済とは

**職場や地域の集団**が経済的な危険または不測の事故を構成員の間で**相互扶助**する組織

→不特定の者を対象に保険事業を行う場合は、保険業法上の事業免許を得ることが必要。

【参考】JA共済、全労災、県民共済、生協等の共済は、農業協同組合法、消費生活協同組合法等の法律に基づいて、設立、運営されている。

### 無認可共済の問題点

	無認可共済	保険会社	問題点
監督官庁	×	○(金融庁)	保険との誤認……一般消費者にとって保険と共済の違いはわかりにくい。 →無認可共済と保険の制度上の違いを知らずに契約する懸念 募集対象の問題…実質的に不特定の者を対象に募集 →保険業法の潜脱行為に当たる懸念
設立時の免許制度 商品審査制度	×	○	
責任準備金制度 セーフティネット	×	○	契約者保護……準備金の積立やセーフティネット等の契約者保護の仕組みがない。 →共済が破たんした場合の契約者負担(無補償)に対する懸念
資産運用規制 ディスクロージャー制度	×	○	ディスクローズ…監督官庁が存在せず資産の状況が不透明 →経営・保険金支払の健全性に対する懸念
募集制度	×	○	募集規制……募集に関する規制、監督が行われていない。 募集手法……マルチ商法的な販売手法 →契約・保険金支払のトラブルに波及する懸念

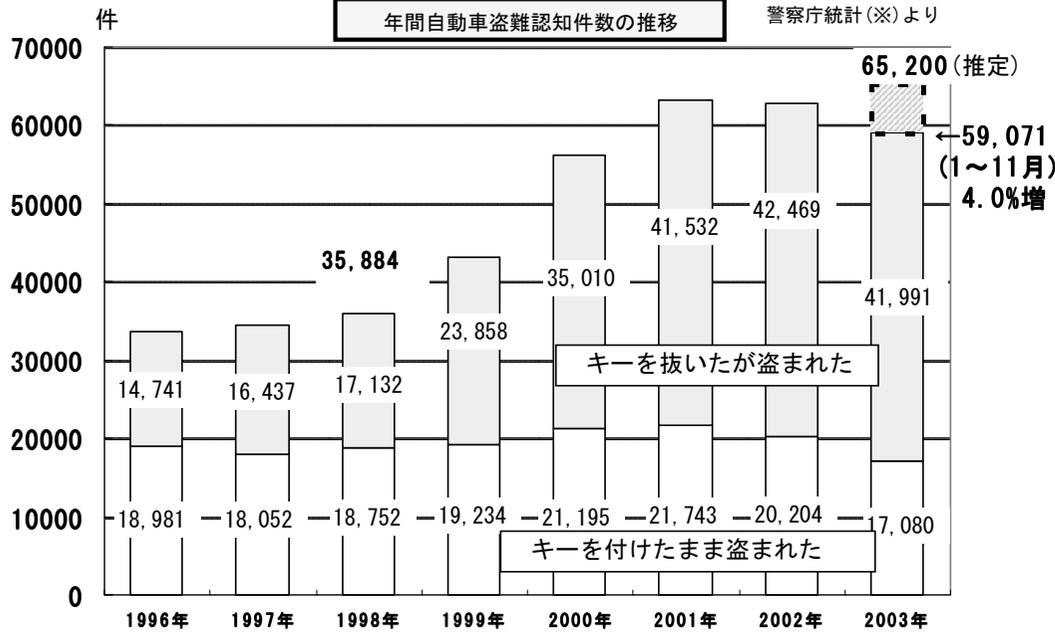
#### 【参考】過去の事例にオレンジ共済事件

高利回りを売物にした「オレンジスーパー定期」や「オレンジ共済掛金」などの名目で、顧客から約91億円をだまし取り、借金の返済や選挙資金へ流用したとして、友部達夫参議院議員ら5名が詐欺罪で逮捕起訴された。被害者の多くは、老後の蓄えをだまし取られた中高年層に集中している。

## 盗難防止の取組み

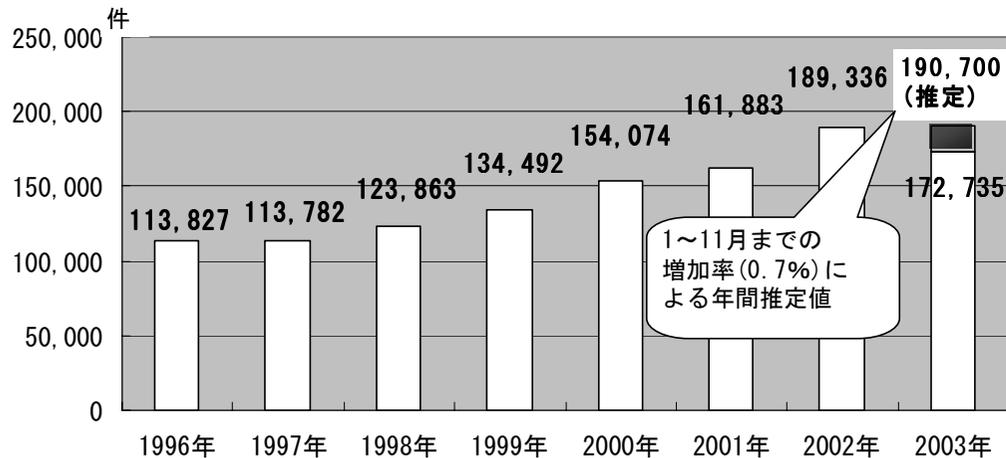
○盗難件数の増加に歯止めをかけるため、官民合同の取組みや業界独自の活動を推進していく。

### 自動車盗難の現状



### 住宅侵入盗の現状

警察庁統計より



## 盗難防止の取組み

### 1. 官民合同の取組み

- 防犯対策協議会（全国47都道府県に設置）
- 自動車盗難防止協議会（39都道府県で設置）
- 盗難多発県警察における専従捜査班の設置

### 2. 損保業界独自の広報・調査活動

- 10月7日「盗難防止の日」全国一斉行動の実施  
—全国47都道府県で「トーナ防止新聞」と「キレカ（花言葉：用心深い）の種」のセットを街頭配布して盗難防止を訴える

- 「Stop The 自動車盗難クイズ・アンケート」の実施  
(9~10月)

- 犯罪の被害実話募集（10月）
- 第3次自動車盗難防止キャンペーン（11月）
- 自動車盗難事故実態調査の実施（11月）

### 3. 税関への働き掛け

- 旅具通関の通達改正  
船員の手荷物として1人車3台まで持ち出しを認めているが、持ち出し台数を1人1台に制限
- 税関における現車検査の拡大、コンテナ詰込み時の公認検数検定機関による確認の徹底

### 4. 国土交通省、自動車工業会への働き掛け

- 港湾関連協議会の設置促進
- イモビライザー装着の法制化
- ※損保各社は、イモビライザー普及促進に向け、イモビライザー等の装着車に対する保険料の割引制度を導入している。